

いわて働き方改革等推進事業費補助金 Q & A ②

【補助対象経費について】

<目次>

3.【補助対象経費について】		
Q12	⑧設備備品購入費とはどのようなものが対象となるか。	6
Q13	補助対象事業(3)－②労働時間の把握等を目的とした機器とは具体的にどのようなものが対象となるか。	6
Q14	補助対象事業(3)－③事業所内の整理整頓による作業効率の改善を目的とした什器等とは具体的にどのようなものが対象か。	6
Q15	補助対象事業(3)－④省力化や電子化等による業務の効率化を目的とした事業所の整備及び備品とは具体的にどのようなものが対象か。	6
Q16	補助対象事業(4)－③従業員の健康増進の取組に資する機器等とは具体的にどのようなものが対象か。	7
Q17	月額制のクラウドサービス型勤怠管理システムの導入を検討しているが、本補助金の対象か。	7
Q18	購入型(買い切り)のソフトウェアは本補助金の対象か。	7
Q19	保守料は対象か。	7
Q20	勤怠管理システムの導入における操作指導費用については、補助対象経費となるか。	7
Q21	歩数計とパソコンが連動した健康管理システムの利用を検討しているが、機材のレンタル費は対象か。	7
Q22	事業実施機関において、業務改善等の研修プロジェクトを立ち上げ、会場を一定期間借り上げることを検討しているが、補助対象経費か。	8
Q23	補助を受けて研修会を他社と合同で開催したいが、他の申請者の情報を提供いただくことは可能か。	8
Q24	外部講師による研修を複数回実施する予定であるが、講師謝金は1回あたり10万円が上限としてよいか。	8
Q25	就業規則の見直しを社会保険労務士に依頼する予定であるが、詳細な見積額は	8

	相談してみないとわからないと言われてしまった。この場合、交付決定前の詳細な相談は事前着手となるか。	
Q26	年度の後半に実施される資格試験の受験について、受験申込の期日が迫っており、申請時点で申込みを行いたい。この場合、事前着手となるか。	8
Q27	対象経費を税抜とする理由を教えてください。	9
Q28	職場環境を改善するために必要な機器等（休憩スペースがない作業場で必要な設備備品や、現場に必要な空気清浄機等の機器）は補助対象経費か。	9
Q29	テレワーク導入のための機器は、補助対象経費か。	9

3.【補助対象経費について】

Q12 ⑧設備備品購入費とはどのようなものが対象か。

A12 (3)労働生産性の向上につながる取組のうち、②労働時間の把握等を目的とした機器等の導入、③事業所内の整理整頓による作業効率の改善を目的とした什器等の購入、④省力化や電子化等による業務の効率化を目的とした事業所の整備及び備品の購入、並びに(4)健康的な企業経営につながる取組の③従業員の健康増進の取組に資する機器等の導入が対象となります。

なお、備品の購入にあたっては、働き方改善計画書において把握した課題との関係性を持つものが対象となります。

Q13 補助対象事業(3)－②労働時間の把握等を目的とした機器とは具体的にどのようなものか。

A13 従業員の労働時間を適切に管理するためのタイムレコーダーや勤怠管理システム等を想定しています。機器を導入することにより、具体的に働き方の改善にどのような効果があるか、働き方改善計画書に記載してください。

Q14 補助対象事業(3)－③事業所内の整理整頓による作業効率の改善を目的とした什器等とは具体的にどのようなものか。

A14 書類の整理等に用いる書棚、キャビネット等、作業時に使用する作業台等を想定しています。備品を購入することにより、具体的に働き方の改善にどのような効果があるか、働き方改善計画書に記載してください。
(ex.品出しにおけるピッキング作業の効率化 15分/日×20日間=300分(5時間)/月 など)

Q15 補助対象事業(3)－④省力化や電子化等による業務の効率化を目的とした事業所の整備及び備品とは具体的にどのようなものか。

A15 インターネット回線を利用したWEB会議を導入するのに必要な機器(ウェブカメラ、モニター等) 在庫管理の省力化を目的とした機器(ラベルプリンター、バーコードリーダー等)、新たな作業ブースを設置するためのパーティション等を想定しています。機器の導入により、具体的に働き方の改善にどのような効果があるか、働き方改善計画書に記載してください。
(ex. WEB会議の開催による会議日程調整の短縮、バーコードリーダーを活用した在庫管理の入力作業の効率化など)

Q16 補助対象事業(4)－③従業員の健康増進の取組に資する機器等とは具体的にどのようなものか。

A16 従業員が利用できる場所へ健康を把握するための機器（血圧計、体組成計等）の導入、健康を増進するための機器（歩数計、活動量計等）の導入などを想定しています。備品を購入することにより、従業員の健康増進にどのような効果があるか、働き方改善計画書に記載してください。
(ex.メタボリックシンドローム等による保健指導の対象者となる従業員の減少 など)

Q17 月額制のクラウドサービス型勤怠管理システムの導入を検討しているが、対象か。

A17 対象となりません。

→ 本補助金において補助対象となる通信運搬費については、事業の実施に係る書類等の宅配・郵送料を想定しているものです。クラウドサービスの利用については、データ通信を多用することから、一般的には通信費の区分となりますが、本補助金においては対象外となります。

Q18 購入型（買い切り）のソフトウェアは本補助金の対象か。

A18 対象となります。

→ Q16 のとおり、クラウドサービスの利用においては対象外ですが、購入型（買い切り）であれば対象となります。

Q19 保守料は対象となるか。

A19 対象外です。

Q20 勤怠管理システムの導入における操作指導費用については、補助対象経費となるか。

A20 対象となります。

→ ただし、操作指導費用については、基本的には研修と同様であると考えられるため、諸謝金であると考えられ、1者が複数回行う場合には10万円を上限とします。

Q21 歩数計とパソコンが連動した健康管理システムの利用を検討しているが、機材のレンタル費は対象か。

A21 対象となりません。

→ 本補助金制度においては、レンタル費用やリース費用については対象外となります。

Q22 事業実施機関において、業務改善等の研修プロジェクトを立ち上げ、会場を一定期間借り上げることを検討しているが、対象か。

A22 対象となりません。

→ 会場使用料として想定しているのは、社内の会議室が確保できない場合に外部の会議室等を利用する場合であり、また、同一テーマで実施する研修であっても連続する数日間が妥当と考えます。週単位、月単位の借上げについては、補助対象外です。

Q23 補助を受けて研修会を他社と合同で開催したいが、他の申請者の情報を提供いただくことは可能か。

A23 補助対象者は審査のうえで決定することとしており、審査上不利となる可能性があることから、情報提供は行いません。なお、合同で開催する研修費用（講師謝金等）について、自社の持分について対象経費として申請することは問題ありません。全体の見積書に加えて、各社の持分ごとの見積書、費用の按分の内訳が分かる書類（実施要領案）などを添付してください。

Q24 外部講師による研修を複数回実施する予定であるが、講師謝金は1回あたり10万円が上限としてよいか。

A24 外部講師等の謝金は講師 1人あたり10万円が上限となります。（交付要綱別表第2（第5関係））

なお、同一の講師により同じテーマで複数回の研修を行う場合は、その複数回の研修を通して1回の研修と考えられることから、その講師謝金の上限は10万円となります。

Q25 就業規則の見直しを社会保険労務士に依頼する予定であるが、詳細な見積額は相談してみないとわからないと言われてしまった。この場合、交付決定前の詳細な相談は事前着手となるか。

A25 交付決定前に、就業規則の見直しを前提として詳細な相談を行うことは事前着手となります。見積りを依頼する際には、一般的な額として算出するよう依頼し、交付決定後に詳細を相談してください。また、費用が確定することにより補助対象経費が変動する場合には、事業を実施する前に変更交付申請の手続きをおこなってください。

Q26 年度の後半に実施される資格試験の受験について、受験申込の期日が迫っており、申請時点で申込みを行いたい。この場合、事前着手となるか。

A26 交付決定前に、受験申込を行っていることから、事前着手となります。資格試験等の申込みを行う場合は、交付決定後申込みを行い、受験してください。また、交付決定前に参加することが決まっていた資格試験やセミナー等の旅費を後から補助対象とすることもできません。

Q27 対象経費を税抜とする理由を教えてください。

A27 税込で補助した場合、補助事業者が課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額控除した場合は当該補助事業者が仕入れに係る消費税額を実質的に負担していないことになるため、税抜で補助を行います。

Q28 職場環境を改善するために必要な機器等（休憩スペースがない作業場で必要な設備備品や、現場に必要な空気清浄機などの機器）は補助対象経費か。

A28 働き方改革の取組の目的に要するものであれば対象となります。

ただし、働き方改善計画書では、職場の現状・課題をふまえ、購入した機器が具体的にどのような働き方改革の取組につながるのかを**具体的数値をもって示していただく必要がありますので、ご注意願います。**

Q29 テレワーク導入のための機器は、補助対象経費か。

A29 補助対象経費となります。

ただし、「テレワーク推進事業費補助金」を申請している場合、機器等内容が重複するものは申請できませんのでご注意ください。